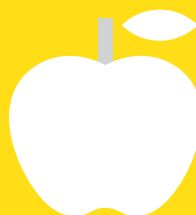
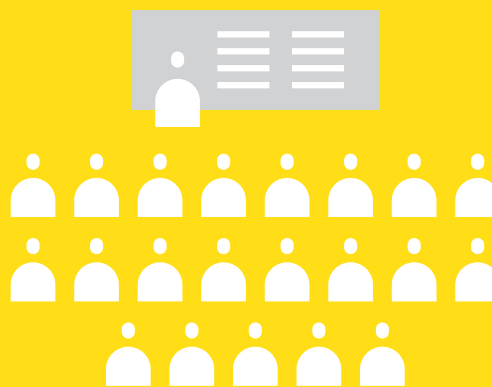
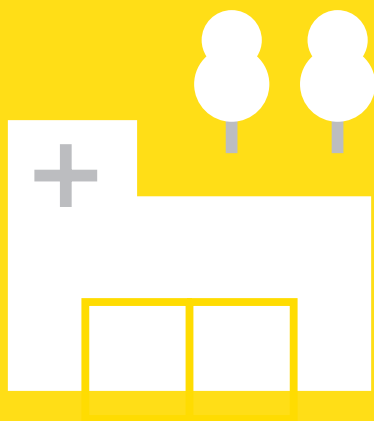
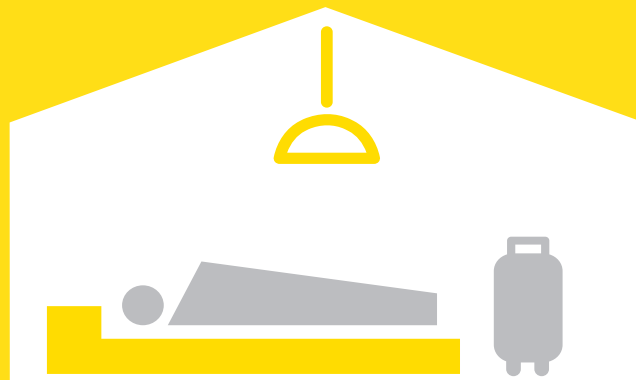
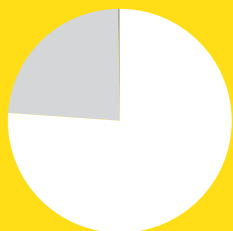


# 難民支援協会 2022年度 年次報告書

## JAR ANNUAL REPORT



LEGAL ASSISTANCE



SOCIAL ASSISTANCE



JOB ASSISTANCE



COMMUNITY ENGAGEMENT



ADVOCACY & NETWORKING



PUBLIC RELATIONS



# 代表メッセージ

2022年度(2022年7月～2023年6月)の当会の活動へのあたたかいご支援とご協力に心より御礼申し上げます。

新型コロナ対策としての入国制限が緩和され、特に2023年に入り当会への相談が急増し、部署を越えスタッフ総出で支援を行う日々が続いています。出身国や迫害の事情は多様であり、日本で生きていくために必要な配慮もそれぞれです。このような時こそ一人ひとりに寄り添うことを改めて意識しています。

厳しい社会情勢にもかかわらずご寄付やボランティア等を通じたご支援が寄せられています。また、多数の課題が指摘されながらも成立となった改正入管法では、国会審議の過程で、難民保護を求める声がこれまでになく多くあがりました。保護を求める難民の方が増加し、難民保護制度の課題や公的支援が不十分であることの問題を従来にも増して感じる現状ですが、皆さまからの支援の輪、共感の輪をさらに広げ、日本に逃れてきた難民の方が少しでも安心して暮らしていけることを目指し、あきらめずに活動してまいります。



代表理事

石川えり

## 難民支援協会(JAR)のビジョンとミッション

### ビジョン

難民の尊厳と安心が守られ、ともに暮らせる社会へ

### ミッション

日本に逃れてきた難民が、  
厳しい状況乗り越え、  
自らの力を活かして  
希望を持って生きられるよう、  
一人ひとりに向き合い支援します

日本で生きる難民を取り巻く  
制度や仕組みを改善し、  
難民への理解と共感が  
社会に広がるよう活動します

### JARの取り組み

日本に逃れてきた難民は、来日直後から難民申請手続きが分からない、住居や就労許可もないなどの現実と直面します。

難民審査の見通しに不安を抱えながら、なんとか生活するものの、厳しく孤立した状況が続きます。

将来を見通せる安定した在留資格と、社会や地域とのつながりを持ち、安心して暮らせることを目指します。



法的支援

生活支援

就労支援

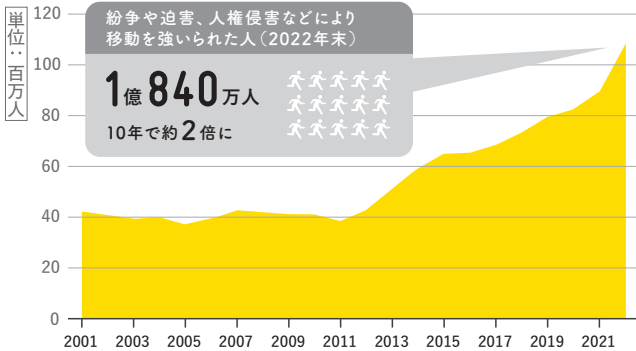
コミュニティ支援

政策提言 / 広報活動

難民の尊厳と安心が守られ、ともに暮らせる社会へ

# 世界と日本の難民動向

**世界**で、2022年末時点で紛争や迫害、人権侵害などにより移動を強いられた人は、1億840万人にのびました。1年で1,910万人増え、過去最大の増加幅です。ウクライナでの戦争をはじめ世界各地での紛争などがその要因ですが、2023年に入ってからスーダンで武力衝突が激化するなど、増加が収まる兆しが見られません。



2022年の内訳：難民(3,530万人)、庇護希望者(540万人)、国内避難民(6,250万人)、その他の国際保護を必要としている人(520万人)  
出典：UNHCR「Global Trends 2022」

**日本**では、2022年、過去最多の202人が難民として認められました。そのうち約73% (147人) はアフガニスタン出身者でした。また、難民不認定とされた人は1万人以上にのびます※1。さまざまな国や地域から逃れてくる難民への公正な保護が実現しているとはいえません。11月には、国連・自由権規約委員会より日本政府に対し、難民認定率の低さへの懸念が示され、国際基準に沿った包括的な難民保護法の迅速な採択などを求めた勧告が出されました。

アフガニスタン出身者について、各国では実施されていたカブール陥落直後(21年)からの中長期的な滞在の保障や定住支援とは対照的な対応となりました。22年に認定された147人のうち100人以上は大使館関係者やその家族です。その方々も、日本への退避当初は不安定な立場や帰国推奨に揺さぶられ、ようやく認定に至りました。2番目に認定が多いミャンマー出身者は、認定26人に対し、不認定は約2,000人です。そのうち1,682人は人道的な配慮を理由に在留が認められてはいますが、従来の「人道配慮」とは異なり就労時間が制限されたりしています。この年の人道配慮の総数は1,760人にのびる近年では非常に多い人数ですが、このような制限が課されたミャンマー出身者が含まれることを考えると、統計が適切な庇護状況を反映していないと指摘できます。難民認定による公正な受け入れが必要です。

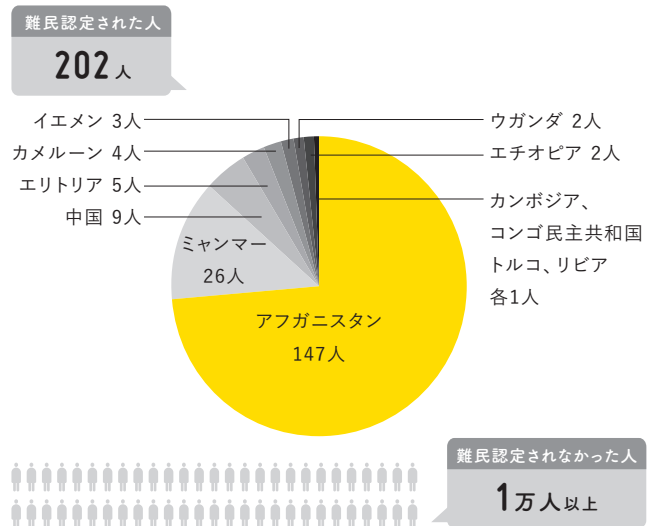
一方、司法での判断を通じて難民認定に至るケースが見られました(札幌高裁判決を受け日本初となるトルコ国籍のクルド人の難民認定、大阪地裁判決を受けてのウガンダ出身のレズビアン人の難民認定など)。

2023年前半は入管法改正案が大きな論議を呼びました。難民申請者の送還が一部可能になるなどの内容に対し、国内外から多くの反対が表明されました。国会審議の過程で、日本の難民認定制度の問題を裏付けるような新たな事実も次々と明らかとなりましたが、6月、可決・成立しました(P.10参照)。

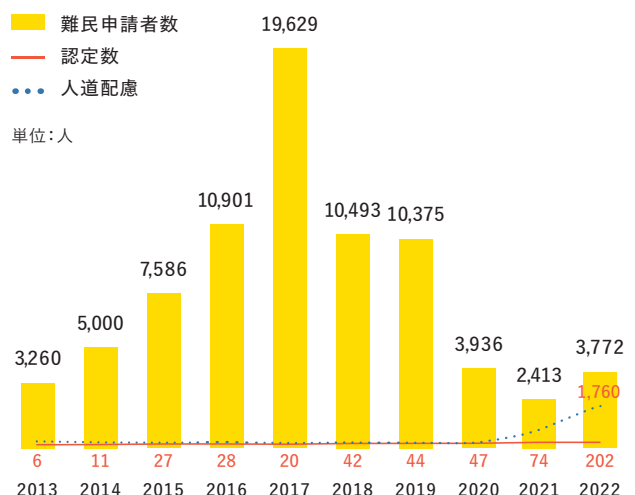
法案をめぐる動きの中ではメディア報道が約3倍にのび※2、市民からも「難民を取り巻く制度はこの社会の人権意識と地続きであり、これでよいのか」など多くの声があがりました。2023年12月にジュネーブで行われる「第2回グローバル難民フォーラム」では、日本が共同議長を務める予定です。難民問題への国際社会の更なる連帯が必要とされる中、政府レベルでの取り組みだけでなく、民間や市民一人ひとりの理解やアクションが求められています。

※1 本ページ中、難民認定/不認定の数については、一次審査・審査請求の合計値  
※2 ほぼ同様の内容の入管法改正案が提出された2021年時との比較

## 2022年日本の難民認定状況



## 日本における難民申請者・認定数 10年間の推移



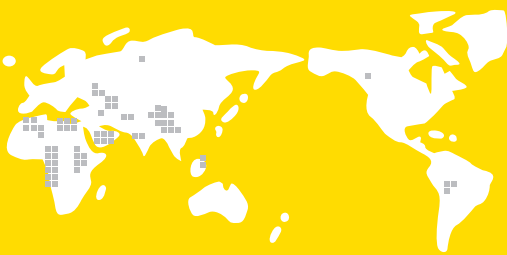
出典：日本に関するデータはいずれも、出入国在留管理庁資料から作成

数字で見る2022年度のJAR

2022.7.1 - 2023.6.30

難民の方の来訪相談が急増しました（前年同時期（1～6月）の約6倍）。JAR事務所にはひと月で約600人が訪れています。難民申請者への公的支援につながるまで6か月に及ぶことも見られる状況で、当面の住まいや食べ物などの支援ニーズが高まりました。

難民申請の結果が出るまで平均3年11か月、うち一次審査の期間は2年9か月と、統計が明らかにされた過去15年で最長でした。すでに日本に滞在している難民申請者は、法的地位が安定しないままに長期間、困難な生活を強いられている状況です。就労面では、コロナ禍と物価高の影響が続きましたが、状況に合わせて支援内容を工夫しました。



72か国

本年度、JARが支援をした難民の出身地域は、アフリカ、南アジア、中東を中心に、多岐にわたりました。

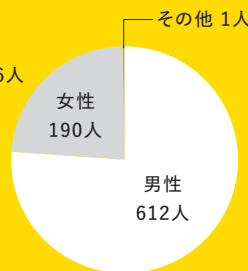
難民申請の手続きや日本での生活について、個別に支援を提供しました。→P.6-9

803人 7,029件

女性は、男性の帯同者であることが大半でしたが、単身女性、シングルマザーなども増えています

ここ数年西アフリカではクーデターが頻発するなど、日本ではあまり報道されない情勢があります

南北アメリカ 8人  
東アジア 22人  
東南アジア 24人  
中東 108人  
南アジア 150人  
アフリカ 479人  
ヨーロッパ 6人  
中央アジア 5人  
その他・無国籍 6人



※多重国籍者は各国にてカウントしたため、合計は803人にならない。



法的支援

2,153件

事務所 874件 リモート1,216件

外部63件

前年度と比べ、事務所での相談が増えていることが特徴です



生活支援

4,710件

事務所 2,051件 リモート2,438件

外部221件



就労支援

166件

事務所34件 リモート130件

外部2件

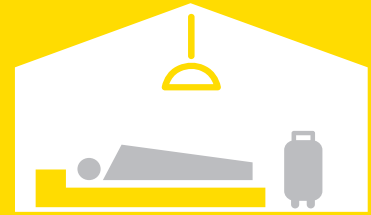
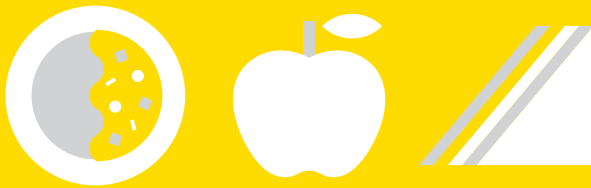
※リモートでの支援：電話やメール、オンラインビデオ通話によって行った相談・支援です。食料配送は含んでいません。

食料支援が前年度比約3倍、  
住居支援(人数)が約10倍と大幅に増加しました

3,700件以上

日々の食事に困る方へ食料品類を配送したり、事務所で  
お弁当などの食事提供も行いました。

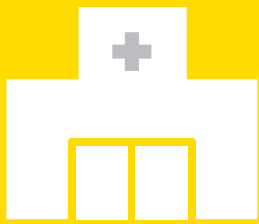
→P.7



223人

ホームレスの状況にある難民に対して、シェルター(宿泊場所)や宿泊  
費を提供しました。計6,500泊以上  
にのびります。

→P.7



56人 151件



病院との交渉や診療費の支援  
を通じて、医療につなげました。

→P.7

21人 12社以上



個別支援として、リスキリングや日本語学習を組み合わ  
せた支援を実施し、さまざまな業界での就職が実現しま  
した。※兼業を含む

→P.8



集住地域における勉強会の開催など、地域社会  
と住民を橋渡しするさまざまな取り組みを行いま  
した。※各難民、難民コミュニティ、関係機関、地  
域住民を含むのべ数

→P.9

約 1,200人



## 法的支援

### LEGAL ASSISTANCE

# 難民認定のために

弁護士と連携し、保護されるべき人が  
速やかに難民認定を得られるよう支援します。

逃れた先で「難民」と認定されることは、迫害の待つ母国に送り返されるかもしれない恐怖から解放されることを意味します。人としての権利を回復し、新たに日常を立ち上げるためには、難民認定を得ることは非常に重要です。日本の難民認定基準は極めて厳しいですが、JARは、保護されるべき人が難民認定を得ること、そのために必要な弁護士などの協力者を増やせるよう取り組んでいます。

#### 事業内容

- ・難民条約や申請手続きの情報提供
- ・難民認定申請書類の作成サポート
- ・収容施設にいる難民申請者への面会
- ・プロボノ弁護士／事務所の開拓と連携強化

#### 協働先

- ・弁護士
- ・法律事務所
- ・通訳、翻訳者  
など

#### 法的相談・支援件数

事務所、法律事務所・  
収容施設など外部、リモ  
ート（オンライン、電話、  
メール）での支援の合計

2,153  
件

## REPORT 1

### 相談数の急増。新規入国者への 難民申請のカウンセリング



待合室は朝から満員の状態に

難民の方からの相談が急増しています（P.4参照）。その大半は新規入国者からの相談です。寝る場所など目下の生活面に困難がある上に、難民申請手続きのサポートを必要としており、両面からの支援が求められます。法的支援では、難民の定義、難民や在留資格に関する制度の説明に加え、難民申請書の記入補助を行っています。12ページから成る申請書は、のちに行われる入管での難民審査の面接の基礎です。最も重要な難民申請理由のほか、申請者の学歴、居住歴、日本での生活状況など多岐にわたる項目があり、言葉が違うことや申請者によって出身国情報も異なるため、やりとりは簡単ではありません。書類の重要性を申請者本人が理解し記入できるよう支援しています。

## REPORT 2

### 難民認定を得るための支援 ～より多くの弁護士との協働を目指して～



難民申請書類の作成をサポート

日本の難民申請では申請者に立証責任が課されており、難民であることを裏付けるための証拠は日本語訳を提出しなければならないなど、ハードルが多々あります。これら乗り越え難民認定されるためには弁護士による支援が欠かせません。特に保護の必要性が高い人は弁護士と連携し支援しています。本年度は37人※に対し弁護士を紹介し、陳述書や意見書の提出などを支援いただきました。より多くの弁護士の協力を得るため、法曹関係者向けの勉強会も開催しており、プロボノ（無償）での支援が広がりました。また受任いただいた後も弁護士／弁護士事務所／弁護士会とやりとりをし、継続的な協力がいただけるよう務めています。

※家族は1人とカウント



## 生活支援

### SOCIAL ASSISTANCE

# 生き抜く力を支える

一人ひとりの力を「引き出す」支援を通じて、  
来日直後の厳しい時期から自立への道のりを支えます。

難民申請の結果を待つ期間は平均3年11か月。その間、公的な生活支援は十分ではありません。多くの難民は今日明日をどう生き延びるかという厳しい現実と直面しています。ホームレスに陥る人もいます。JARは、モノやお金を「与える」だけでなく、その人の力を「引き出す」支援を通じて、一人ひとりに寄り添っています。

#### 事業内容

- ・個別のカウンセリング
- ・(カウンセリングを通じた)医食住の確保、緊急支援金の支給
- ・医療機関とのネットワーク拡大
- ・新型コロナ関連を含む生活情報の発信
- ・フードバンク等とのネットワーク拡大

#### 協働先

- ・病院
- ・自治体
- ・フードバンク  
など

#### 生活相談・支援件数

事務所、病院同行など  
外部、リモートでの支  
援の合計

4,710  
件

## REPORT 1

### 新規入国者への寝る・食べるの支援と多様化するニーズへの対応



ボランティアの皆さんに野菜やパンの小分けなどを担っていただいている

急増している新規入国者のほとんどは日本にツテや当てがありません。母国から持ってきたわずかなお金は尽き、駅や公園などで寝ていた、と疲れ切った様子でスーツケースを引いて訪れる方が後を絶ちません。難民申請者への公的支援が開始されるまでの待機期間が大幅に延びる中、その間を繋ぐため、特に宿泊先や食料支援が大幅に増えました(P.4)。新たにシェルターとして数部屋を借り上げ、また他団体とも連携し、簡易的でも休める場所の支援に努めました。ボランティアの受け入れも一部再開し、食料提供の準備などを担っていただいています。

相談者は単身男性だけでなく、単身女性、多子世帯なども増えています。持病のある方、妊娠中の方など医療支援が必要な方もおり、このような多様化するニーズにも応じています。

## REPORT 2

### エンパワメント※1につながる機会を。 難民とともに作ったイベント



難民の方も企画側に。「みんなが喜んでくれたことがうれしい」との感想も

「世界難民の日」(6/20)に、難民の方々向けのイベントを行いました。迫害の経験に加え、宿泊支援は受けているものの仮住まいで、不安定な生活、何もすることがない生活に疲弊している方に、少しでも楽しい時間を過ごしてほしいと企画しました。さらに、母国では人を助ける側だったが日本では支援を受けるばかりで落ち込んでしまうという声もよく聞くため、誰かのために貢献する場を作ることも目的に、できることを持ち寄ってもらいました。当日は、歌を歌う方、料理を作る方、司会や映像撮影も難民の方にしていただき、はち切れんばかりの笑顔やいつもとは違った表情を見ることができました。さまざまな文化、母国での仕事経験、レジリエンス※2など難民の方々の多彩な側面に改めて触れました。

※1 一人ひとりが本来持つ力を引き出すこと／※2 困難に遭遇しても立ち上がる力



## 就労支援

### JOB ASSISTANCE

# 経済的に自立する

難民の働く意欲と企業のニーズをつなぎ、  
難民が安心・安全に働き続けられるよう支援します。

難民申請中の公的支援が十分でない中で、難民は来日間もない時期から生きるために働く必要に迫られます。同時に、多くの人は、支援に頼ることなく一日でも早い自立を望んでいます。JARは、職業紹介事業の許可を受け、就労資格のある難民と企業をつなぎ、難民が安心・安全に働き続けられるよう支援しています。

#### 事業内容

- ・就労前日本語プログラム（就労前訓練）の提供
- ・企業と難民とのマッチング
- ・雇用先の開拓

#### 協働先

- ・企業
- ・自治体
- ・日本語教育関係者など

就労  
相談件数

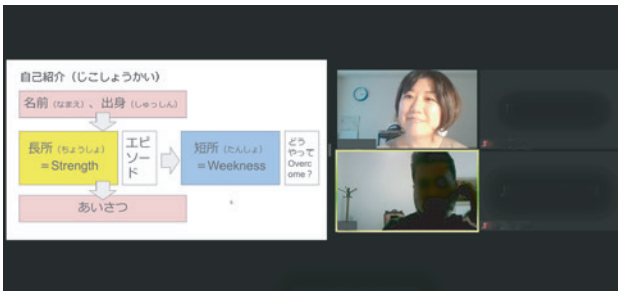
166  
件

就職  
実績

21  
人

## REPORT 1

### 状況変化に応じ、学習の 時間的自由度を高めた就労支援へ



オンラインで、就労に必要な日本語や慣習などを個別指導

コロナ禍の影響に加え、昨今の物価高によって、生計を立てるためには兼業など多様な働き方が必要になっています。そのため、難民の方々が日本語学習やリスキング(新しいスキルの獲得)に十分な時間を確保することが難しくなりました。相談の内容もそれぞれで事情が異なる度合いが広がっています。このような背景から、就労前訓練を個別指導のかたちで56人に提供しました。具体的には、基本的なITスキルや就労に必要な日本語を学べるe-learningの提供と、個別相談を行いました。多様な人材が能力を発揮し、新たな就職、転職や既存就労先でのキャリアアップできることを目指しました。本年度は21人が、ITやコンサルなどの高度人材業務を含むさまざまな業界で就職しました。

#### 就労支援事例:多様な経歴を持つ リーダーとして、企業価値に貢献

ミャンマーで民主化活動の中心メンバーだったTin Win氏は、民政移管した母国の復興に尽力すべく一度帰国したものの、2021年の情勢悪化を受け日本に再び定住をしています。就職活動を始めた当初は「高齢だからフルタイム業務には自信がない」と言っていたが、ピープルポート株式会社でフルタイムスタッフとして活躍。スタッフのまとめ役として尊敬を集め、会社からも高く評価されています。ご本人も「自分の貢献が会社を通じ世界に良い影響を与えているのだと思うと常にやる気が湧いてくる」と話します。

JARは難民の持つキャリアやスキルを活かして、やりがいにつながる就職と定着を見据えた支援を行っています。企業側の採用理由、難民側の就労イメージなど双方の思いを調整することを大切にしており、今後もきめ細かく向き合います。







## コミュニティ支援

### COMMUNITY ENGAGEMENT

# ともに地域社会をつくる

難民が、地域社会の中でつながりを持ち、  
ともに暮らしていける関係性を築けるよう支援します。

日本での生活が長い場合でも、地域社会から孤立してしまう難民は少なくありません。JARは、自治体、学校、病院など、地域社会をつくる人びとと難民を橋渡しし、難民が社会の一員として地域の中でつながりを持ち、ともに支えあって暮らしていけるよう支援しています。

#### 事業内容

- ・難民や地域コミュニティのキャパシティ強化
- ・地域関係者への働きかけと連携強化
- ・難民の孤立解消に向けた取り組み

#### 協働先

- ・自治体
- ・医療機関
- ・学校
- ・地域住民  
など

地域関係者との連携・難民/  
難民コミュニティへの支援

約  
**1,200**  
人

## REPORT 1

### 脆弱性の高い難民の不安に寄り添う 持続的な支援



企業からいただいた飲食料品を難民の方に配る様子

コロナ禍の影響は脆弱性の高い人々には特に尾を引いて残ります。難民も、以前はコミュニティ内で助け合いに努められていても、時間が経つごとに、個人や各世帯の相互支援の余力は先細り、自身の生活を守ることで手一杯です。経済的困窮から「家族に食べ物がない」という声や、無料PCR検査場の減少や解除で健康状態の確認が難しくなり、周りに体調不良者が出るたびに「自分は大丈夫だろうか」と大きな不安にかられる状況もありました。

難民が地域で命を落とすことなく安心して生活できるように、フードバンクや医療機関、行政、社会福祉協議会、地域の企業や団体と協働し、新宿区や埼玉県川口市をはじめ複数自治体で、飲食料品、衛生用品やマスクの配布など約180件の支援を行いました。

## REPORT 2

### 地域関係者間での連携強化と 開拓に向けて



学生に対し、地域支援手法について勉強会を実施

特に難民が暮らす地域では、多様な地域関係者が連携しあうことが欠かせません。難民の方が抱える課題は、在留資格、経済的困窮、医療、子ども支援など多面的であり、またそれらが関係しあうため、1つの課題に向き合うだけでは解決ができないためです。例えば、病気を抱える難民の方を医療機関に紹介すると同時に、生活のほかの面を支えるために医療機関とフードバンクをつなぎ、JARは在留資格の手続き面を担うなどが必要とされます。そこで、埼玉県川口市・越谷市、千葉県佐倉市、茨城県常総市、東京都内の複数区、また東海地方でも、支援関係者向けに難民を取り巻く現状についての勉強会やアドバイスを215回にわたって実施し、地域支援の開拓や継続的な関係構築に務めました。



## 政策提言・ネットワーク

### ADVOCACY & NETWORKING

# 難民受け入れ政策を促す

難民が適切に保護され、受け入れられる制度の実現を目指し、政府や国会に政策を提言します。

適切な制度の実現と運用を目指して、関係者や市民団体とのネットワークを構築し、国会議員・各省庁等に働きかけるなど、難民支援・保護制度の改善に取り組みます。

## REPORT 1

### 「入管法改正案」をめぐる動き

2023年6月、政府提出の「入管法改正案」が国会で可決されました。

難民申請者の送還を可能にするなど、保護の悪化につながる内容であり、JARでは、意見書を公表し、ロビイングや他の支援団体との連携を通じて、支援現場からの懸念の声を国会や政府に届けました。また、「難民の送還ではなく保護を」を合言葉に、世論喚起のためのキャンペーンを行いました(P.11参照)。

改正法で最も懸念されるのは、難民申請者の送還を可能にする仕組みの導入です。3回目以降の難民申請者が主な対象とされていますが、複数回目の申請で認定を受けられる人がいるなど、現行の難民認定制度では、難民として保護されるべき人が、それまでの申請によって十分に保護されているとは言えません。

「仮放免」に代わる制度として創設された「監理措置」も、難民申請者の生活の安定化に寄与するのではなく管理を強めるもので、強く懸念されます。「なんみんフォーラム」※の一員として行った意見聴取では、弁護士など9割以上の回答者が同制度を評価できないと答えています。収容制度についても、期間の上限や司法審査の導入といった、改善のための施策には至りませんでした。

一方で、国会での法案審議は、難民認定制度の課題に焦点を当てる機会ともなりました。例えば、難民不認定となった場合の再審査(審査請求)について、一次審査からの独立性や、難民審査参与員による審査の適正性に対する懸念を裏付ける状況が明らかになりました。迫害を受けるおそれを証明することの難しさや、入管職員との面接への代理人の同席の必要性など、申請者が置かれた状況に寄り添った審査の重要性についても、課題提起がされました。

参議院での「難民等保護法案」の審議を通じて、難民保護を実現するための具体的な代替案も示されました。

これらの議論を踏まえて、法案には、制度の運用改善を求める附帯決議が採択されています。新たな法のもとで日本に逃れた難民が出身国に送り返されることがないように、改正法の運用への働きかけをはじめ、JARでは引き続き難民保護制度の改善に向けて取り組みます。

※国内で難民支援を行う団体によるネットワーク組織



政党での入管法案に関するヒアリングに参加し意見を述べる

## REPORT 2

### 難民申請者への「保護費」の増額

生活に困窮する難民申請者を対象に政府が支給する「保護費」について、JARでは他団体と連携し、内容の充実や支援の迅速な実施を求めて働きかけを行ってきました。2023年度には、住居費(単身者 上限月4万円→6万円)や、子どもの生活費(日額800円→1,200円)の増額が行われました。しかし、2022年秋以降の難民申請者の増加もあり、必要な申請者に公的支援が行き届かない状況が続いています。保護費の支給を求めてから支援開始までに半年近く待たされることも珍しくありません。また、年間の受給者数は300人前後と、申請者のうちごくわずかしが利用することができない状態が続いています。引き続き、難民申請者が安心して生活できる制度づくりを目指します。



広報活動

PUBLIC RELATIONS

## 難民受け入れの潮流をつくる

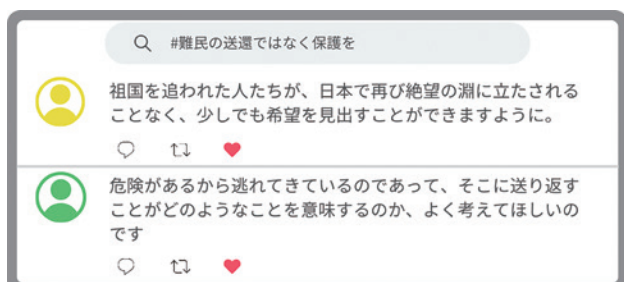
難民とともに暮らせる社会を目指し、  
理解と共感の輪を広げます。

日本にも難民が逃れてきていること、日本で難民が困難な状況に置かれていることは、まだ十分に知られていません。多くの方に難民を取り巻く状況を知っていただき、支援の輪を広げることで、社会の変化を生み出していきます。

### REPORT 1

#### 再び「#難民の送還ではなく保護を」 キャンペーン実施

入管法改正案への関心を呼びかけるTwitterキャンペーンを実施しました。国会審議前から「#難民の送還ではなく保護を」を使ったさまざまな声が集まり、それに対する賛同(リツイート・いいね)も1万2,000を超えました(2023年3月半ば～末)。4月以降も国会の動きなどを継続的に伝えました。また、集まった声、難民保護への関心をSNSの場以外でも留め可視化できるように、WEBサイトに特設ページを設けたり、他団体と緩やかに連携し相互のSNS発信を紹介しあうなど、情報や声をさらに広げるための取り組みも行いました。法案は可決されましたが、法改正を通じて広がった市民の関心が今後も続くよう、広報活動に努めます。



### REPORT 2

#### 多様な関心に応じた 広報企画への取り組み

難民支援への関心を広げるため、気軽に参加できるイベントから深く考えることができる企画まで幅広い機会づくりに取り組みました。

ブックカフェでの絵本イベントや、ボランティアの方々の運営によるチャリティラン&ウォーク「DAN DAN RUN 2023」では、親子で参加し楽しむ様子も見られました。動画「難民を理解するための15分」シリーズ※1を公開し、SNSやウェブサイトでの従来の発信に新たな試みを加えました。じっくり学べる場としては、恒例の「難民アシスタント養成講座」を2日間に渡り開催。「世界難民の日」には、難民認定されたLGBTのウガンダ人女性の道のりを弁護士などから聞くトークイベントを3団体※2の共催で開催しました。

※1 Dialogue for Peopleとの共同制作／※2 RAFIQ、名古屋難民支援室、JAR



今年も多数の方々にご参加いただいた DAN DAN RUN 2023



オンラインで開催した難民アシスタント養成講座

# メディア掲載実績一覧

入管法改正をめぐり多数のメディアからの問い合わせに応えたほか、年間で40件のメディア掲載が実現しました。

<b>新聞</b>	2022. 7.6 「難民鎖国」の日本 ウクライナ避難民は特例、認定は狭き門／毎日新聞 12.30 故国の味を支えに／東京新聞
	2023. 2.22 Japan accepted over 2,300 Ukrainians last year. Is its refugee policy finally changing?／The Japan Times 5.19 Japan's G7 refugee balancing act: door open for Ukrainians, but not many others／REUTERS 5.29 透明性欠く難民審査、収容期間は無制限… 日本の改正案を海外と比較／朝日新聞 6.9 改正入管法、難民申請中でも強制送還 慎重な運用不可欠／日本経済新聞
<b>テレビ</b>	2022. 10.28 密着 ウクライナ避難者 半年の記録(代表理事・石川スタジオ出演)／NHK首都圏「首都圏情報 ネットドリ！」
<b>ラジオ</b>	2022. 10.28 ウクライナ侵攻を通して考える、日本の難民受け入れの現状と課題／J-WAVE「START LINE」
<b>ウェブメディア</b>	2023. 1.27 コンゴ出身の「30歳難民男性」が日本で得た活路／東洋経済ONLINE 3.26 「守られるべき難民の命が危険にさらされる可能性が…」入管法改正案についてLUSHがツイートを呼びかけた理由／BuzzFeed News
<b>雑誌</b>	2022. 7.11 「私たちも人間です」ウクライナ以外の難民が悲痛な叫び 広がる差別は「命の選別」／AERA 2023. 4.15 新規入国の難民申請者急増 - ホームレス状態の四十人に、毎日宿泊手配／THE BIG ISSUE JAPAN (ビッグイシュー日本版)No.453 特集「わたしの隣人、人権はどこに」 6 入管法改定案の課題 ―― 難民支援団体の立場から／法と民主主義(579号) 特集「入管法「改正」案をめぐる諸問題」

## 支援者の声

### VOICE 1



難民スペシャルサポーター  
岸 おりほさん

緒方貞子さんとの”出会い”から難民支援へ心が動き、そしてJARを知りました。JARにはさまざまな支援方法があり、仕事や子育てに追われながらも支援を続けられています。気づけば14年のお付き合いとなり、最近は事務所でボランティア活動も行っています。出来る事を出来る時に、という思いを受け止めてくれるJARは、支えるというより、私を支えてくれる大切な存在です。

### VOICE 2



難民スペシャルサポーター  
小林 秀男さん

難民への関心を持ったのは、6年ほど前に『シリア難民』という本を読んだ時でした。それまであまり意識しなかったのは恥ずかしいのですが、日本も国際社会の一員として難民問題にきちんと向き合わなければならないと思います。日本の難民認定制度と運用は非常に大きな問題を抱えています。入管庁から切り離し、一次審査の段階から独立審査機関による公正な審査を行う制度にする必要があります。

## 難民スペシャルサポーター 毎月のご支援が難民の命と未来を支えます

「難民スペシャルサポーター」は月1,500円～継続的にご寄付をいただく支援の方法です。現在2,700人以上の方がご登録くださり、毎月のご寄付で支えてくださっています。日本に逃れてきた難民の方々にサポートする私たちの活動は、多くの方のご支援と託して下さる想いによって実現しています。

くわしくはこちら ▼

ウェブサイト [www.refugee.or.jp/support/](http://www.refugee.or.jp/support/)  
お問合せアドレス [support@refugee.or.jp](mailto:support@refugee.or.jp)

1,500円あれば

入管などでの手続きのための交通費を支えます



3,000円あれば

路上生活に耐えている難民が、宿で一泊休むことができます



5,000円あれば

パスタ、カレーなど15食分の食事を提供できます



皆さまからのご寄付は  
寄付金控除の対象となります。

# 企業・団体からのご協力

## パートナー

- ・ 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

## 寄付

- ・ 株式会社アップルツリーファクトリー
- ・ イエズス会マリア・メディカルサポート基金
- ・ インマヌエル深川キリスト教会
- ・ ACワークス株式会社
- ・ 株式会社エトス
- ・ カトリック幼きイエス会(ニコラ・パレ)
- ・ 有限会社カルフ
- ・ キャピタル・グループ
- ・ クラレ東京ふれあい募金
- ・ KDDI株式会社
- ・ 宗教法人孝道山本仏殿
- ・ GICジャパン株式会社
- ・ 浄土宗 林海庵
- ・ 新日本管財株式会社 互助会
- ・ 真如苑
- ・ 3909合同会社
- ・ 宗教法人聖心会
- ・ 株式会社ソニックガーデン
- ・ 医療法人タナカ歯科
- ・ DAN DAN RUN実行委員会
- ・ 株式会社帝北ロジスティクス
- ・ 東京マックス株式会社
- ・ 東京ロータリークラブ
- ・ 一般財団法人日本文化福祉財団
- ・ 株式会社BISHOP MUSIC
- ・ Fondation Lombard Odier
- ・ ブルームバーグ エル・ビー
- ・ 株式会社PLAY&co
- ・ 公益財団法人 毎日新聞東京社会事業団
- ・ 大阪大学生協同組合
- ・ 株式会社モイ
- ・ モリソン・フォースター法律事務所(外国法共同事業 モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所)
- ・ ユーロモニターインターナショナルリミテッド

## 助成・委託

- ・ 独立行政法人国際協力機構(株式会社日本開発サービスとの合併で受託)
- ・ 社会福祉法人中央共同募金会
- ・ 株式会社デンソー
- ・ 日本労働組合総連合会(連合)
- ・ 公益財団法人 三菱財団
- ・ 立正佼成会 一食平和基金

## プロボノ

- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
- ・ MSD株式会社
- ・ オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ外国法事務弁護士事務所  
オリック東京法律事務所・外国法共同事業
- ・ TMI総合法律事務所
- ・ ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所
- ・ 長島・大野・常松法律事務所
- ・ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
- ・ フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所 / フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業所)
- ・ ベーカー&マッケンジー法律事務所
- ・ ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業
- ・ ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業
- ・ ホワイト&ケース法律事務所 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)
- ・ モリソン・フォースター法律事務所(外国法共同事業 モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所)
- ・ 森・濱田松本法律事務所
- ・ モルガン・ルイス&バッキアス外国法事務弁護士事務所 モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所(外国法共同事業)
- ・ 株式会社LIFE.14
- ・ ロープス&グレー外国法事務弁護士事務所
- ・ 早稲田リーガルコモンズ法律事務所

## 物品・サービス協力

- ・ 一般社団法人あじいる
- ・ ovgo Baker
- ・ キーン・ジャパン合同会社
- ・ 株式会社神戸物産
- ・ Sansan株式会社
- ・ 株式会社チェリオコーポレーション
- ・ 株式会社バリューブックス
- ・ パルシステム生活協同組合連合会
- ・ 株式会社PR TIMES
- ・ 特定非営利活動法人フードバンクTAMA
- ・ 一般社団法人United Will
- ・ 株式会社 レアールバスコペーカリーズ

(五十音順・敬称略)

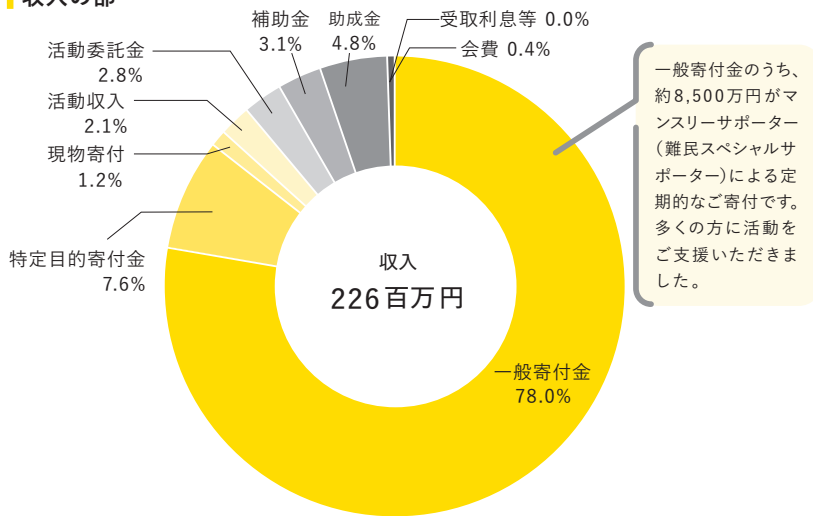
- ※ プロボノとは、ラテン語で「公共のために」という意味。専門家等により、その専門知識・能力を活かして無報酬で提供されるサービスのこと。
- ※ 紙面の都合上、原則として10万円相当以上のご支援のみ記載させていただきました。
- ※ 犬養道子基金について：長年当会をご支援いただいておりますが、2018年1月に当会にて基金を引き継がせていただきました。上記一覧には、本年度に犬養道子基金にご寄付いただいた団体も含まれております。

# 会計



会計報告の詳細はWEBサイトより  
ご覧いただけます。  
<https://www.refugee.or.jp/financials>

## 収入の部



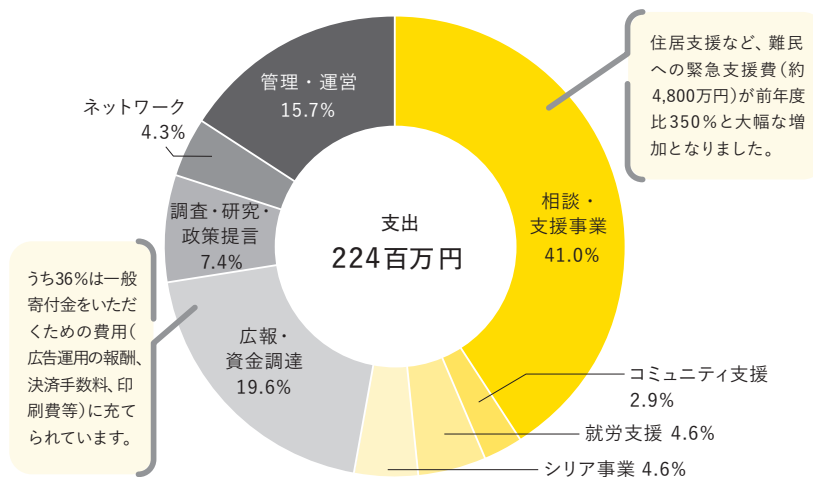
## 収入

単位(円)

会費	918,000
一般寄付金	177,056,013
特定目的寄付金	17,326,206
現物寄付	2,698,340
活動収入	4,756,092
活動委託金	6,275,768
補助金	6,996,935
助成金	10,900,000
受取利息等	41,281
合計	226,968,635

上記は一般正味財産です。加えて、故犬養道子様より2017年度にいただいた遺贈を指定正味財産としており、残高は60,151,405円です。

## 支出の部



## 支出

単位(円)

相談・支援事業	91,866,053
コミュニティ支援	6,439,747
就労支援	10,317,835
シリア事業	10,251,544
広報・資金調達	43,831,894
調査・研究・政策提言	16,594,679
ネットワーク	9,590,173
管理・運営	35,125,598
合計	224,017,523

人件費は各事業に振り分けており(約1億400万円)、前年度比8%増えました。主に、相談数の増加に伴う稼働量増によります。専門性ある人材は難民支援活動の核です。スタッフが安定して働ける環境づくりにさらに取り組みます。

相談・支援事業	事務所や外部における難民への情報提供・相談対応や困窮した難民への緊急支援
コミュニティ支援	難民とコミュニティの社会統合への支援
就労支援	難民への職業紹介及び就労を容易にするための支援
シリア事業	シリア難民留学生の受け入れ事業
広報・資金調達	難民に関する社会一般の認知や共感を広げるための活動及び寄付受け入れへの活動
調査・研究・政策提言	難民保護に関する調査、研究及び政策提言
ネットワーク	関連機関との難民保護等に関する経験交流と事業実施における協力
管理・運営	事務所維持・事業管理の運営費

## [独立監査人の監査報告書抜粋]

### 監査報告

私は、難民支援協会の財務諸表等\*が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び活動(損益)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

\*2022年度の活動計算書、貸借対照表と財務諸表に対する注記、財産目録

戒井公認会計士事務所

東京都千代田区

公認会計士

戒井重樹

2023年8月31日

# 団体概要

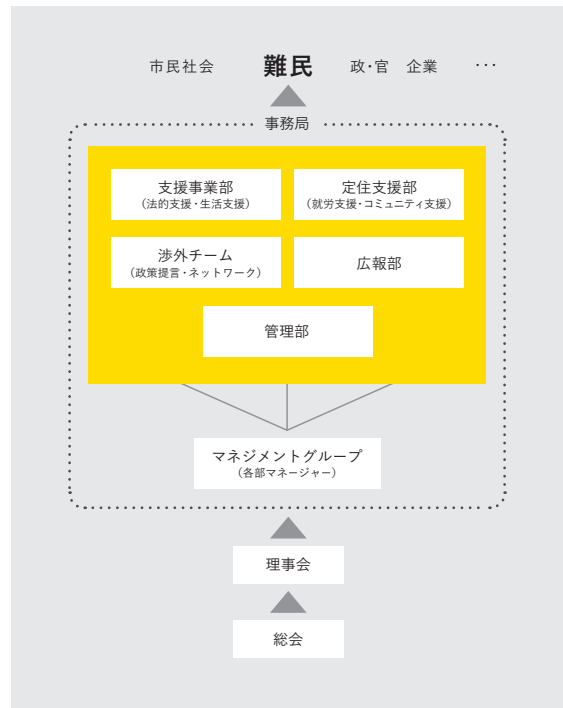
2023年9月末現在

正式名称	特定非営利活動法人 難民支援協会
英語名	Japan Association for Refugees
所在地	〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-2 TASビル4階
代表理事	石川 えり
設立	1999年7月17日
法人格取得	1999年11月16日
認定NPO法人取得	2020年2月3日(東京都) 初回は2008年5月1日に国税庁より認定
事務局スタッフ	31名(非専従職員を含む) 休職中のスタッフは除く

## 役員・顧問一覧

代表理事	石川 えり
副代表理事	中村 義幸 大学名誉教授
理事	赤坂 むつみ 難民支援協会事務局員
	阿部 春奈 難民支援協会事務局員
	井内 摂男 団体役員
	石井 宏明 団体役員
	大江 修子 弁護士
	可部 州彦 難民支援協会事務局員
	関 聡介 弁護士
	滝本 哲也 団体職員
	新島 彩子 難民支援協会事務局員
	野村 国康 会社役員
	畠 健太郎 団体職員
監事	野村 彰男 団体役員
	油井 緑 弁護士
顧問	新垣 修 大学教員
	市川 正司 弁護士
	鈴木 雅子 弁護士
	永峰 好美 ジャーナリスト
	森 恭子 大学教員、社会福祉士
	森谷 康文 大学教員、精神保健福祉士

## 組織図



## 参加しているネットワーク

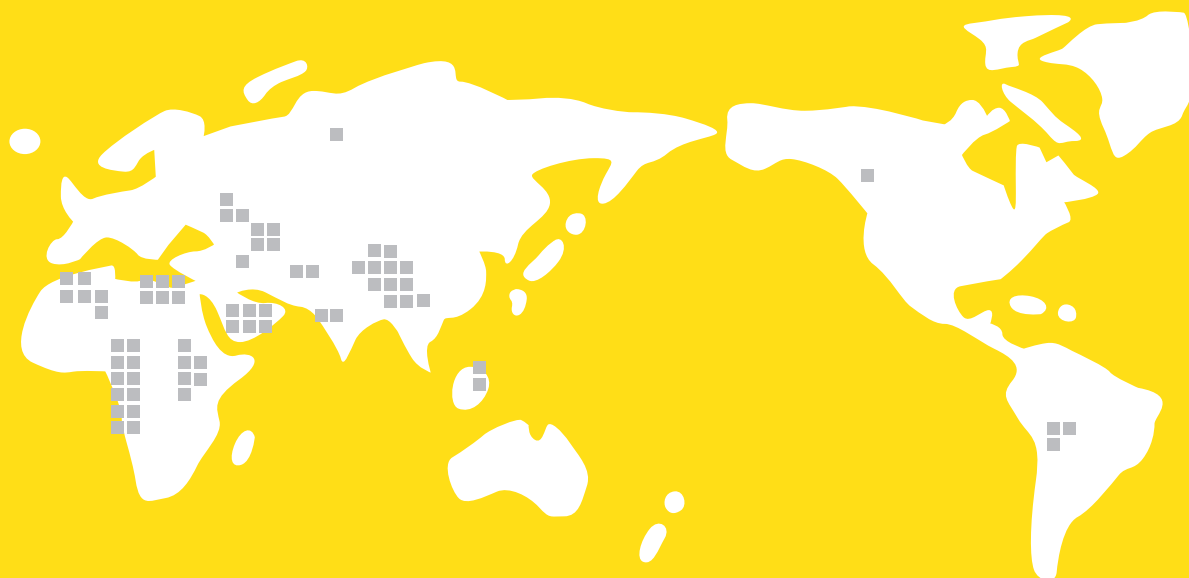
- ・International Detention Coalition (IDC)
- ・NPO法人国際協力NGOセンター (JANIC)
- ・Japan Forum for UNHCR and NGOs (J-FUN)
- ・新宿区多文化共生連絡会
- ・NPO法人なんみんフォーラム (FRJ)
- ・NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)
- ・東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議

※難民支援協会は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 駐日事務所のパートナーです。

## 受賞歴 (抜粋)

2006年 1月	第20回東京弁護士会人権賞(東京弁護士会)
2009年 8月	第21回毎日国際交流賞(毎日新聞社)
2013年 1月	2012年度地球市民賞(国際交流基金)
2013年12月	エクセレントNPO大賞(「エクセレントNPO」をめざそう市民会議)
2016年10月	第8回沖縄平和賞(沖縄県)
2019年 7月	第52回社会貢献者表彰(社会貢献支援財団)
2020年 7月	第1回ジャーナリズムY賞(ジャーナリズム支援市民基金)





〒 101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-2 TASビル 4階

☎ 03-5379-6001

✉ info@refugee.or.jp

🌐 www.refugee.or.jp

✕ 📷 📺 @ja4refugees

🗑️ 難民専用フリーダイヤル | for refugees (toll free)  
0120-477-472

再生紙を使用しています

